



平成 31 年 3 月 20 日

各 位

会社名 パルステック工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 幸博  
(コード番号 6894 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理部長 工藤 孝史  
(TEL. 053-522-5176)

### 「株主提案権の行使に関する書面」の受領のお知らせ

平成 31 年 3 月 14 日付で、当社株主より「株主提案権の行使に関する書面」（以下、「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株主提案に対する当社取締役会の意見等につきましては、決定次第速やかに公表いたします。

#### 記

##### 1. 提案株主

氏名：坪井 邦夫 氏

保有議決権数：平成 30 年 9 月 30 日現在、1,265 個（総株主の議決権数に対する割合 9.37%）

##### 2. 本株主提案の内容

本株主提案の内容は以下のとおりであります。

なお、本株主提案書面の記載内容につきましては、原文のまま掲載しております。

会社法第 303 条、第 304 条、第 305 条に基づき、下記の通り株主提案権を行使致します。  
尚、株主提案の提案理由は全文を株主総会招集の通知に転載して下さい。

株主提案の議題：剰余金処分の件

株主提案の議案：剰余金処分案の件（増配案の件）

当期の期末配当につきましては、剰余金より株主への配当を実施する。

###### (1) 配当財産の種類

金銭とする。

###### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

会社配当予定の配当金 125 円に 25 円を加算して、1 株当たりの配当金を  
150 円とする。尚、加算金 25 円を加算先は記念配当とする。

普通株式 1 株につき普通配当は 100 円とする。

普通株式 1 株につき記念配当は 50 円とする。

加算後の配当総額は、対象株数未確定のため現時点にて未確定です。

(提案理由は後述の文面をご参照下さい)

###### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

株主総会の翌日（該当日が休日の場合は休日明日）とする。

### 《株主提案の提案理由》

旧役員の経営上の失敗で赤字が続き、その結果12年間も無配でした。その内の最後の3年間は黒字化しましたが1円の配当も出ませんでした。しかし、現役員は黒字化したその年より役員報酬をお手盛りにて2年連続で引き上げ、黒字化した翌年にはその引き上げた報酬で自社株買いも始めました。

現役員が再建のプロフェッショナルで外部より招聘し就任して戴いたとすれば、この状況が問題化する事は当然なかったと思われます。しかし、彼等は従業員のトップとして旧役員と赤字の責任を共有する立場であったのにも関わらず、これでは彼等の行為が株主を全く無視した勝手なものと言わざるを得ません。

更に述べれば、パルステック工業が今生き残っているのは、公募時に株主から集めた約25億円もの潤沢な資金があったからでこそあって、もしこれが無かったとすればパルステック工業は債務超過でとくに倒産していました。

以上の事を踏まえまして、今期末配当の金額につきまして鈴木社長らに任せては既報の1株125円の配当にされてしまいますので株主提案を致します。  
会社の1株当たりの配当金案に対しまして金25円を加算する案は、黒字化しても無配だった3年間につき、株主としましても待遇改善を要求するものです。

今期の純利益は1株当たり約306円と予想されていますので、1株当たりの配当を150円としましても配当性向は50%以下ですし、株式併合前の配当表示では1株15円です。  
従って、まだまだ高いとは言えないレベルの配当金です。

しかし、こうでもしない限り株主無視の役員報酬の増額とのバランスが全く取れないとの思いからです。又、この配当への加算がパルステック工業にダメージを与える事はないでしょう。  
名目は創業50周年の記念配当50円で構いません。

上に述べました理由により、私の増配案が可決されますよう切望しております。又、多くの株主の方々の権利を守る為に、筆頭株主である私が頑張るこの主張をする事は、私に課せられた当然の義務であるとも考えております。

多くの株主様のご賛同が得られますよう宜しくお願い申し上げます。

以上です。